

# 若者県内就職促進奨学金返還支援事業補助金 Q & A

令和 8 年 9 月 新潟県産業労働部しごと定住促進課

## 目 次

### Q 事業はいつまで行われますか (P 1)

#### 1 交付申請・手続 (P 1～5)

- Q 1－1 交付申請から補助金の交付まではどのような流れになりますか
- Q 1－2 交付申請はいつまでに行えばいいですか
- Q 1－3 交付申請に必要な書類はどのようなものですか
- Q 1－4 添付書類のうち「補助対象従業員の奨学金等の返還額等が確認できる書類の写し」とは、どのような書類ですか
- Q 1－5 年度途中で雇用した従業員も補助対象となりますか
- Q 1－6 交付決定後に従業員を追加する場合、どのような手続きが必要ですか

#### 2 補助事業者（企業）の要件 (P 6)

- Q 2－1 県外本社で県内に事業所がありますが補助対象となりますか
- Q 2－2 自社は中小企業ですが、親会社が大企業の場合は補助対象になりますか
- Q 2－3 「みなし大企業」とは、どのような企業ですか

#### 3 補助対象となる事業（支援制度）の要件 (P 7)

- Q 3－1 従業員への奨学金返還支援を令和 7 年から行っていますが補助対象となりますか
- Q 3－2 令和 8 年 4 月 1 日以降に支援制度を創設しましたが、制度創設前から雇用している従業員への支援も補助対象になりますか
- Q 3－3 奨学金返還支援は毎月の手当に限られますか
- Q 3－4 市町村から奨学金返還支援を受けていますが、県にも申請ができますか

#### 4 補助対象従業員の要件 (P 8～10)

- Q 4－1 どのような勤務形態の従業員が補助対象となりますか
- Q 4－2 何歳までの従業員が補助対象となりますか
- Q 4－3 「30 歳未満」はいつの時点で判定しますか
- Q 4－4 県外出身者を雇用しましたが補助対象になりますか
- Q 4－5 県内の別の企業で正規雇用として勤務していた従業員を、退職後 3 か月以内に採用した場合、補助対象となりますか

- Q 4－6 交付申請をした従業員を、研修のため県外の事業所で勤務させることとなりました。補助対象となりますか
- Q 4－7 子を従業員として雇用しましたが補助対象となりますか
- Q 4－8 県内企業の役員になる場合や、個人事業主として起業する場合は補助対象となりますか

## **5 対象となる奨学金等（P11）**

- Q 5－1 対象となる奨学金等はどのようなものがありますか
- Q 5－2 従業員が複数の奨学金を返還している場合はどうなりますか
- Q 5－3 高等学校に修学するための奨学金は補助対象になりますか

## **6 補助対象経費・補助金額（P12～13）**

- Q 6－1 従業員に月2万円を給付しますが、従業員の奨学金の返還月額が1万5千円です。補助金はいくらになりますか
- Q 6－2 従業員に4月から月2万円を給付しますが、新卒の従業員の奨学金の返還開始は10月からです。補助金はいくらになりますか
- Q 6－3 従業員に月2万円（年間24万円）を給付し、従業員の奨学金の返還月額は1万5千円（年間18万円）ですが、従業員は差額の6万円を繰上返還する予定です。補助金はいくらになりますか
- Q 6－4 従業員が育児休業等を取得したため、手当等を支給しない期間があります。補助金はいくらになりますか
- Q 6－5 従業員が休職した場合は補助対象となりますか

## **7 申請人数・その他の取扱い（P14）**

- Q 7－1 1企業につき、何人まで補助金の申請ができますか
- Q 7－2 交付申請をした従業員が退職しました。どのような手続きが必要ですか

## **8 実績報告・補助金の交付（P15～16）**

- Q 8－1 実績報告書はいつまでに提出すればいいですか
- Q 8－2 実績報告に必要な書類はどのようなものですか
- Q 8－3 添付書類のうち「補助対象従業員が奨学金等を返還したことを証する書類の写し（本人給付の場合）」とは、どのような書類ですか
- Q 8－4 実績報告書を提出してから、どのくらいで補助金額確定通知が届きますか
- Q 8－5 補助金の請求書はいつまでに提出すればよいですか

Q 事業はいつまで行われますか

A 本事業は、毎年度の予算成立を前提として実施します。そのため、現時点で将来の実施や支給を確約するものではありません。

また、社会情勢の変化等により、実施期間を短縮する場合があります。

1 交付申請・手続

Q 1-1 交付申請から補助金の交付まではどのような流れになりますか

A 交付申請から補助金の交付までの流れは次のとおりです。

- ①補助金交付申請
- ②交付決定（必要書類がそろった申請書を受領後、審査に1か月程度を要します。）
- ③従業員へ手当等の給付の実施
- ④実績報告（補助事業完了後30日以内又は3月31日まで〔必着〕）
- ⑤補助金額確定通知
- ⑥補助金の請求（4月30日まで〔必着〕）
- ⑦補助金の交付（翌年度4～5月頃）

補助金は、企業が従業員に対して実際に行った給付等の実績に基づいて交付します。

そのため、年度終了後（又は補助事業完了後）に実績報告を提出いただき、内容確認等の手続を経て、翌年度の4～5月頃に補助金を交付する予定です。

※ 交付時期は、実績報告提出時期や確認状況等により前後する場合があります。

（申請イメージ図）



Q 1-2 交付申請はいつまでに行えばいいですか

A 令和9年4月1日から随時受け付けます。補助金の交付を受けるためには、毎年度、交付申請をする必要があります。

| 申請日     | 補助の対象期間                     |
|---------|-----------------------------|
| 6月30日まで | 4月1日に遡り、4月1日以降に行った手当等の給付が対象 |
| 7月1日以降  | 交付決定日以降に行った手当等の給付が対象        |

【新卒者など、奨学金の返還開始が4月以降となる場合】

奨学金の返還開始が4月以降となる場合、返還開始後の給付等が補助対象となります。

例) 10月から返還開始の場合

当該年度は、10月から3月までの給付等が補助対象となります。返還開始前の4月から9月までの給付等は補助対象なりません。

また、奨学金の返還開始が遅れた場合でも、補助対象期間（通算6会計年度）が延長されることはありません。例えば、初年度の返還開始が10月の場合、初年度は10月から3月までの6か月間が補助対象となりますが、翌年度以降を含めた補助対象期間が6年6か月になるわけではありません。

Q1-3 交付申請に必要な書類はどのようなものですか

A 「若者県内就職促進奨学金返還支援事業補助金 申請の手引き」P8～9ページの「必要な添付書類」及び様式の「交付申請時に必要な提出書類のチェックリスト」をご確認の上、準備をしてください。

Q1-4 添付書類のうち「補助対象従業員の奨学金等の返還額等が確認できる書類の写し」とは、どのような書類ですか

A 奨学金等の借入先、返還額、返還期間等が確認できる書類の写しです。  
各種証明書類等は、従業員本人が貸与機関に連絡して発行を受け、その写しを補助事業者が交付申請書に添付して提出してください。

例)

| 奨学金等               | 書類の例       | お問合せ先                                                    |
|--------------------|------------|----------------------------------------------------------|
| 日本学生支援機構奨学金        | 奨学金貸与返還証明書 | 日本学生支援機構                                                 |
| 新潟県奨学金             | 返還台帳       | 新潟県教育庁高等学校教育課                                            |
| 母子・父子・寡婦福祉資金（修学資金） | 償還計画表      | 貸付を受けた当時の住所地（実家等）を所管する県地域振興局健康福祉（環境）部、新潟市の場合は、各区役所の健康福祉課 |
| その他の奨学金等           |            | 貸与機関に確認してください                                            |

Q1-5 年度途中で雇用した従業員も補助対象となりますか

A 要件を満たす従業員であれば、年度途中に採用した場合も補助対象となります。  
ただし、補助対象経費は、交付決定後に企業等が手当等を給付した期間について算定します。

例)

- ・ 10月1日に採用した従業員に対し毎月2万円の手当等を給付する場合、10月分の手当等を給付する前に交付決定を受けた時は、10月から3月までの給付額が補助対象となります。
- ・ 10月分の手当等を支給した後に交付決定を受けた場合は、10月分は補助対象とならず、交付決定後に支給した分が補助対象となります。

Q 1－6 交付決定後に従業員を追加する場合、どのような手続きが必要ですか

A 1 会計年度2人までかつ通算4人の申請上限の範囲内であれば、変更承認申請書を提出することで従業員を追加することができます。

当該年度において、既に2人の交付決定を受けている場合は、同じ会計年度に従業員を追加することはできません。翌会計年度に交付申請してください。

なお、追加する従業員については、変更交付決定後に行った手当等の支給が補助対象となります。

## 2 補助事業者（企業）の要件

Q 2-1 県外本社で県内に事業所がありますが補助対象となりますか

A 補助対象となりません。

本社又は本店の所在地が県内にある中小企業等が補助対象となります。

所在地は登記事項証明書（補助事業者が法人である場合）又は開業届等所在地が確認できる書類（補助事業者が個人事業主である場合）で判断します。

Q 2-2 自社は中小企業ですが、親会社が大企業の場合は補助対象になりますか

A 補助対象となりません。

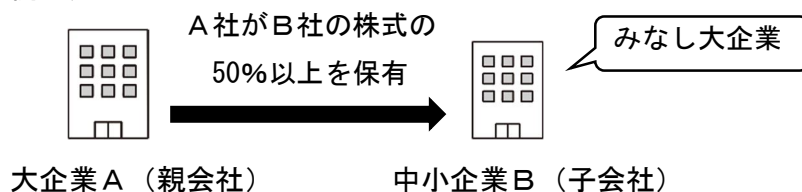
大企業から一定の出資を受けているなど、実質的に大企業の支配を受けている企業は、「みなし大企業」として取り扱い、本事業の対象となりません。

Q 2-3 「みなし大企業」とは、どのような企業ですか

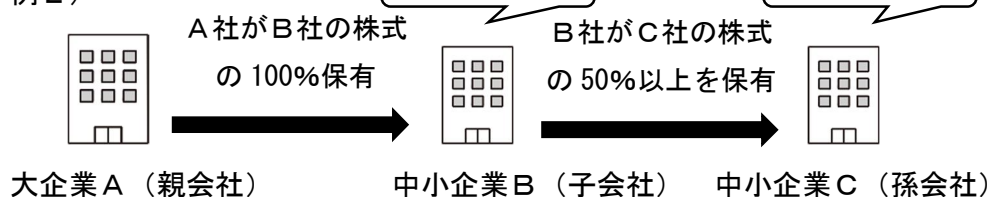
A 中小企業者であっても、次のいずれかに該当する場合、「みなし大企業」として取り扱い、本事業の対象となりません。

① 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している場合（大企業がその会社の株式又は出資の50%以上を保有）

例1)



例2)



② 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている場合

例) 役員が5人いる会社の場合、大企業の役員・職員を兼ねている人が3人以上いると、「みなし大企業」に該当します。

### 3 補助対象となる事業（支援制度）の要件

Q3-1 従業員への奨学金返還支援を令和7年から行っていますが補助対象となりますか

A 対象となりません。

令和8年4月1日以降に支援制度を創設した場合に補助金の申請が可能です。

「制度を創設」とは、就業規則、賃金規程、専用規定その他の明文化された内部規程等に制度を定め、当該制度を施行したことをいいます。制度の創設日は、原則として当該規定等に定める施行日（適用日）とします。

Q3-2 令和8年4月1日以降に支援制度を創設しましたが、制度創設前から雇用している従業員への支援も補助対象になりますか

A 対象となりません。

本事業では、令和8年4月1日以降に創設した支援制度に基づき、制度創設後に雇用した従業員への支援が対象となります。

Q3-3 奨学金返還支援は毎月の手当に限られますか

A 就業規則、賃金規程、専用規定その他の明文化された内部規定に基づき、従業員の奨学金返還を支援する制度であれば、毎月の手当のほか、一時金等として給付する場合、代理返還も対象となります。

Q3-4 市町村から奨学金返還支援を受けていますが、県にも申請ができますか

A 同一の従業員に対する同一の奨学金等の返還について、市町村と県の補助金を重複して受けることはできません。ただし、対象となる従業員や奨学金等が異なる場合は、県の補助対象とすることができます。

例1) 従業員が異なる場合

Aさん・Bさんについては県の補助金、Cさん・Dさんについては市町村の補助金を申請する

⇒同一の従業員に対する補助金の重複ではないため、申請可能です。

例2) 同一の従業員でも、奨学金が異なる場合

Aさんについて、日本学生支援機構の第一種奨学金の返還は県の補助金、第二種奨学金の返還は市町村の補助金を申請する

⇒同一の従業員ですが、対象となる奨学金が異なるため、申請可能です。

#### 4 補助対象従業員の要件

##### Q 4 - 1 どのような勤務形態の従業員が補助対象となりますか

A 雇用期間が1年以上（1年以上の雇用が見込まれる場合や、期間の定めがない場合を含む）で、次のいずれかに該当する従業員が対象となります。

① フルタイム勤務の場合

所定労働時間が同じ事業主に雇用される正規雇用労働者と同じであること。

② 短時間正社員の場合

正規雇用労働者より所定労働時間が短いものの、正規雇用労働者と同じ労働条件が適用され、時間当たりの基本給、賞与、退職金等の労働条件が正規雇用労働者と同等であること。

※ 「正規雇用労働者」とは、期間の定めのない労働契約を締結し、所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者と同等であり、通常の労働者に適用される就業規則等において、長期雇用を前提とした賞与又は退職金及び昇給の実施が規定され、当該規則等が適用されている労働者をいいます。

##### Q 4 - 2 何歳までの従業員が補助対象となりますか

A 初めて交付申請をする時点で、30 歳未満かつ雇用から3年以内の従業員が対象となります。

なお、同一の従業員について2回目以降の交付申請をする場合は、2回目以降の交付申請日時点で30歳以上となっても、また、雇用から3年を超えていても申請することができます。

例)

令和8年度に28歳で雇用した従業員を令和9年度に初めて交付申請する場合  
→ 申請時点で29歳、かつ雇用から3年以内のため対象となります。

その後、同じ従業員について令和10年度に2回目の交付申請をする場合は、30歳以上となっても、雇用から3年を超えていても申請できます。

##### Q 4 - 3 「30 歳未満」はいつの時点で判定しますか

A 初めて交付申請書を提出した日時点の年齢で判定します。

なお、「30 歳未満」とは、30 歳の誕生日の前日までをいいます。

##### Q 4 - 4 県外出身者を雇用しましたが補助対象になりますか

A 対象となります。

本事業では、従業員の出身地は要件としていません。

Q 4－5 県内の別の企業で正規雇用として勤務していた従業員を、退職後 3 か月以内に採用した場合、補助対象となりますか

A 対象となりません。

県内の事業所で正規雇用として勤務していた方が、退職後 3 か月以内に補助事業者に雇用された場合は、補助対象になりません。

例) 雇用直前 3 か月間の状況と対象可否

| 直前 3 か月間の状況                            | 対象可否                                       |
|----------------------------------------|--------------------------------------------|
| ① 県外の事業所で勤務                            | ○<br>直近 3 か月以内に「県内の事業所で正規雇用労働者」であった期間がないため |
| ② 3 か月以上の無職期間や留学                       |                                            |
| ③ 県内で非正規雇用労働者として勤務                     |                                            |
| ④ 県内で正規雇用労働者として勤務した後、退職から 3 か月以上経過して雇用 |                                            |
| ⑤ 県内で正規雇用労働者として勤務した後、退職から 3 か月以内に雇用    | ×<br>直近 3 か月以内に「県内の事業所で正規雇用労働者」であった期間があるため |

Q 4－6 交付申請をした従業員を、研修のため県外の事業所で勤務させることとなりました。補助対象となりますか

A 県外の事業所で継続して勤務することが見込まれる場合は、補助対象となりません。異動日の翌日以降に行った企業からの給付は補助対象になりません。

ただし、県内の事業所に在籍したまま、1～2 か月程度などの長期研修や出張等により、一時的に県外の事業所で勤務する場合は、補助対象から除外する必要はありません。

Q 4－7 子を従業員として雇用しましたが補助対象となりますか

A 原則として、事業主と同居している子は補助対象となりません。

ただし、勤務実態及び勤務条件が他の従業員と同様である場合は、補助対象とすることができます。

なお、事業主と同居していない子は、この要件を満たすものとして補助対象となります。

Q 4－8 県内企業の役員になる場合や、個人事業主として起業する場合は補助対象となりますか

A 対象となりません。

本事業では、役員その他事業主と利益を同一にする地位にある方は、補助対象になりません。

## 5 対象となる奨学金等

### Q 5 - 1 対象となる奨学金等はどのようなものがありますか

A 対象となる奨学金等は以下のとおりです。

- ① 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金
- ② 地方公共団体、大学、民間企業・団体等が貸与する奨学金
- ③ 厚生労働省が所管する職業訓練に係る融資のうち技能者育成資金融資

#### 【対象とならないもの】

- ・ 地方公共団体が貸与する奨学金のうち、特定の職種へ就職又は特定の地域への居住等を要件として返還の全部又は一部が免除されるもの  
例 1) 自治体が貸与する看護師向けの奨学金で、貸与を受けた自治体内の医療機関等で一定期間勤務することにより、返還が免除されるもの  
例 2) 自治体が貸与する奨学金で、指定された地域に居住・就業することにより、返還が免除されるもの など
- ・ 入学準備金等にかかる奨学金  
例) 日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金分、新潟県奨学金の入学時一時金 など
- ・ 教育ローン

### Q 5 - 2 従業員が複数の奨学金を返還している場合はどうなりますか

A 対象となる奨学金等であれば、複数の奨学金等を合算して補助対象経費を算定することができます。

ただし、合算した奨学金等の返還額が企業からの給付額を上回る場合は、給付額が補助対象経費となります。

例)

企業からの給付額月 2 万円

奨学金 A の返還額月 1 万円 + 奨学金 B の返還額月 1 万 5 千円 = 月 2 万 5 千円

→ 奨学金の返還額の合計は月 2 万 5 千円ですが、給付額が月 2 万円であるため、補助対象経費は月 2 万円となります。

### Q 5 - 3 高等学校に修学するための奨学金は補助対象になりますか

A 対象となりません。

対象となる奨学金等は、専修学校の専門課程（いわゆる専門学校）、高等専門学校（いわゆる高専）の第 4 学年・第 5 学年、短期大学、大学、大学院又は公共職業能力開発施設の在学中に、修学のために貸与を受けたものが対象となります。

なお、これらの学校を中途退学した場合でも、在学中に貸与を受けた奨学金等を返還している場合は、対象となります。

## 6 補助対象経費・補助金額

Q 6 - 1 従業員に月 2 万円を給付しますが、従業員の奨学金の返還月額は 1 万 5 千円です。補助金はいくらになりますか

A 補助対象経費は、従業員への給付額と奨学金の返還額のうち、低い方の額となります。

この場合、従業員への給付額は年間 24 万円（2 万円×12 か月）、奨学金の返還額は年間 18 万円（1 万 5 千円×12 か月）となるため、補助対象経費は 18 万円です。

補助金額は、補助対象経費の 2 分の 1 となるため、9 万円（18 万円×1/2）となります。

なお、補助金額の上限は 10 万円ですが、この場合は 9 万円が補助金額となります。

Q 6 - 2 従業員に 4 月から月 2 万円を給付しますが、新卒の従業員の奨学金の返還開始は 10 月からです。補助金はいくらになりますか

A 奨学金の返還開始が 10 月の場合、4 月から 9 月までの給付分は補助対象となりません。

10 月から 3 月までの 6 か月間の給付額は 12 万円（2 万円×6 か月）、奨学金の返還額は 9 万円（1 万 5 千円×6 か月）となります。このため、低い方の 9 万円が補助対象経費となり、補助金額はその 2 分の 1 の 4 万 5 千円となります。

Q 6 - 3 従業員に月 2 万円（年間 24 万円）を給付し、従業員の奨学金の返還月額は 1 万 5 千円（年間 18 万円）ですが、従業員は差額の 6 万円を繰上返還する予定です。補助金はいくらになりますか

A 交付申請時の補助対象経費は、交付申請時点で確認できる奨学金返還額を基準として算定します。繰上返還により交付申請時の額を上回る返還額が確認された場合でも、交付決定額を超えて補助金を交付することはできません。

補助金額は、9 万円（18 万円×1/2）になります。

Q 6 - 4 従業員が育児休業等を取得したため、手当等を支給しない期間があります。補助金はいくらになりますか

A 補助対象経費は、給付額と奨学金の返還額のうち低い額となります。ただし、手当等を給付しない期間は、補助対象となりません。

例えば、4 月～9 月までの 6 か月間は月 2 万円を給付し、10 月から翌年 3 月までの 6 か月間は育児休業により手当等を給付しない場合、給付額は年間 12 万円（2 万円×6 か月）となります。

従業員の奨学金の返還額が給付額を上回っている場合は、補助対象経費は 12 万円となり、補助金額は 6 万円（12 万円×1/2）です。

なお、育児休業等により手当等を給付しない期間があっても、補助対象期間は通算 6 会計年度です。育児休業等の期間を理由に、補助対象期間が延長されることはありません。

|                                    |
|------------------------------------|
| <b>Q 6－5 従業員が休職した場合は補助対象となりますか</b> |
|------------------------------------|

A 休職期間中に企業から手当等の給付を行っていない場合、その期間は補助対象となりません。

休職期間中も企業が制度に基づき給付を行い、従業員が奨学金等を返還している場合は、その期間について補助対象となる場合があります。

なお、休職等により手当等を給付しない期間があっても、補助対象期間は通算 6 会計年度です。求職等の期間を理由に、補助対象期間が延長されることはありません。

## 7 申請人数・その他の取扱い

### Q7-1 1企業につき、何人まで補助金の申請ができますか

A 1会計年度につき2人まで、かつ、通算で4人まで申請できます。

例)

- ・令和9年度にAさん、Bさん、Cさんを雇用した場合  
⇒Aさん、Bさんの2人まで申請できます。
- ・令和10年度にDさん、Eさんを雇用した場合  
⇒通算4人までという上限があるため、Cさん、Dさん、Eさんのうち2人まで申請できます。

| 年度    | 雇用した従業員  | 企業が手当等を給付した従業員  | 補助金の交付申請をした従業員                | 通算人数(延べ人数)        | 補助期間               |
|-------|----------|-----------------|-------------------------------|-------------------|--------------------|
| R9年度  | A・B・Cを雇用 | A・B・Cに給付        | A・Bをはじめて申請                    | 2人                | A・BはR14年度(6年間)まで対象 |
| R10年度 | D・Eを雇用   | A・B・C<br>D・Eに給付 | C・Dをはじめて申請<br>※Cは雇用3年以内のため申請可 | 4人上限到達<br>→Eは申請不可 | C・DはR15年度(6年間)まで対象 |

### Q7-2 交付申請をした従業員が退職しました。どのような手続きが必要ですか

A 退職日までの手当等の給付について補助を受ける場合は、退職時点での手続きは不要です。実績報告書に退職日までの実績を記載して提出してください。

※ 退職した従業員についても、実績報告に必要な書類(手当等の給付及び奨学金の返還を確認できる書類等)が必要です。退職後に書類の取得が難しくなる場合がありますので、必要な書類は退職前に準備してください。

ただし、当該従業員が初めて交付決定を受けた会計年度中であれば、退職した従業員を補助対象から除外することも可能です。除外する場合は、実績報告書の提出前に変更承認申請書を提出してください。この場合、当該従業員は通算人数に含めません。

例) 令和9年度にAさん、Bさんについて初めて交付申請・交付決定を受けたが、Bさんが当該年度中に退職した場合

| 退職後の取扱い          | 通算人数       | その後申請できる人数 |
|------------------|------------|------------|
| Bさんの退職日までの補助を受ける | Aさん、Bさんの2人 | 残り2人       |
| Bさんを補助対象から除外する   | Aさんの1人     | 残り3人       |

※ 補助対象から除外できるのは、当該従業員が初めて交付決定を受けた会計年度に限りです。翌年度以降に退職した場合は、対象から除外することはできないため、退職日までの給付等について実績報告を行ってください。

## 8 実績報告・補助金の交付

### Q 8-1 実績報告書はいつまでに提出すればいいですか

A 原則として、交付決定を受けた年度の3月31日までに提出してください。

ただし、年に1回手当等を給付するなど、3月31日より前に手当等の給付が完了する場合は、支給が完了した日から30日以内に実績報告書を提出してください。

### Q 8-2 実績報告に必要な書類はどのようなものですか

A 「若者県内就職促進奨学金返還支援事業補助金 申請の手引き」P10～11ページの必要な添付書類及び、様式の「実績報告時に必要な提出書類のチェックリスト」をご確認の上、準備をしてください。

### Q 8-3 添付書類のうち「補助対象従業員が奨学金等を返還したことを証する書類の写し（本人給付の場合）」とは、どのような書類ですか

A 補助対象従業員が、補助対象期間（4月～3月）に奨学金等を返還したこと、返還額及び返還日（支払日等）が確認できる書類の写しです。

各種証明書類等は、従業員本人が貸与機関に連絡して発行を受け、その写しを補助事業者が実績報告書に添付して提出してください。

ただし、3月分について、3月31日までに証明書等の発行が間に合わない場合は、証明書類に代えて、3月分の返還日（支払日等）及び返還額が確認できる通帳の写し、口座振替が確認できる画面の写し、領収書の写し等を提出できます。

例)

| 奨学金等（お問合せ先）                                                                | 書類の例                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 日本学生支援機構奨学金<br>（日本学生支援機構）                                                  | ・ 奨学金返還額証明書（4～2月分）<br>・ 3月分：口座振替が確認できる画面（スカラネット・パーソル）又は通帳の写し  |
| 新潟県奨学金<br>（新潟県教育庁高等学校教育課）                                                  | ・ 返還台帳（4～2月の入金日の記載のあるもの）<br>・ 3月分：新潟県公金納入通知書兼領収証書（納付済みのもの）の写し |
| 母子・父子・寡婦福祉資金<br>（貸付を受けた当時の住所地（実家等）を所管する県地域振興局健康福祉（環境）部、新潟市の場合は、各区役所の健康福祉課） | ・ 償還計画表（4～2月の領収日の記載があるもの）<br>・ 3月分：口座振替が確認できる通帳の写し等           |
| その他の奨学金等                                                                   | 貸与機関に確認してください                                                 |

Q 8－4 実績報告書を提出してから、どのくらいで補助金額確定通知が届きますか

A 必要な書類がすべてそろった実績報告書を受領後、内容を審査の上、補助金額を確定し、順次通知します。審査の状況等により、通知までに時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

Q 8－5 補助金の請求書はいつまでに提出すればよいですか

A 補助金額確定通知を受けた後、4月30日まで〔必着〕に請求書を提出してください。